

「(仮称)川崎市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例」の制定について（案）に関する意見募集の実施結果について

1 概要

児童相談所の一時保護施設については、令和4年の児童福祉法改正により、設備及び運営の基準が設けられました。

一方、一時保護委託先については、児童相談所長又は都道府県知事が「適当と認める者」への委託ができる旨のみが規定されていたことから、令和7年の児童福祉法改正により、一時保護委託先の質の担保のため、新たに一時保護委託者の登録制度が定められ、児童福祉法や関係法令等により、一定の質の担保がなされている児童福祉施設・里親や、医療機関等を除き、一時保護委託先については、原則として都道府県知事の登録を受けなければならないものとされました。（令和8年10月1日施行）

この一時保護委託者の登録制度にあたっては、令和8年3月に、内閣府令により、一時保護委託者の登録等の基準が定められました。

児童福祉法では、登録等の基準について、内閣府令を踏まえて各自治体の条例で定めることとされており、川崎市でも、登録等の基準に関する条例を制定します。

条例を定めるに当たって、意見募集（パブリックコメント）手続きにより市民の皆様から意見を募集した結果、35通（意見総数69件）の意見をいただきましたので、意見の内容とそれに対する本市の考え方についてお示しいたします。

2 意見募集の概要

意見募集の期間	令和8年6月3日（水）から令和8年7月3日（金）まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAX
募集の周知方法	川崎市ホームページ かわさき情報プラザ 各区役所・出張所の市政資料コーナー 各市民館・分館、各図書館・分館 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室（川崎市役所本庁舎15階）

3 結果の概要

意見提出数（意見総数）		35通	（69件）
内 訳	電子メール（メールフォーム）	3通	（19件）
	FAX	0通	（0件）
	郵送	0通	（0件）
	持参	32通	（50件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメント手続を実施した結果、一時保護委託者の登録制度全般や条例の制定、基準の内容や基準の運用、登録手続や登録審査に関する御意見が寄せられました。

意見については内閣府令の趣旨に沿ったもの、今後の施策・事業を推進する中で参考とするもの、施策に対する質問・要望であったことから、内閣府令に基づく条例制定手続を進めてまいります。

【意見に対する対応区分】

A：意見の趣旨を踏まえ、案に反映するもの

B：意見の趣旨が案に沿ったものであり、意見を踏まえて取組を進めていくもの

C：今後の施策・事業を進めていく中で、意見を参考とするもの

D：案や施策に対する質問・要望の意見であり、案や施策の内容、本市の考え方等を説明するもの

E：その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 一時保護委託者の登録制度全般や条例の制定に関すること	0	3	2	1	0	6
(2) 基準の内容や基準の運用に関すること	0	1	57	3	0	61
(3) 登録手続や登録審査に関すること	0	0	0	2	0	2
合計	0	4	59	6	0	69

具体的な意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 一時保護委託者の登録制度全般や条例の制定に関すること

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	- 本条例案が、一時保護委託先における子どもの権利保障を明確化するものであることは重要である。 しかし、委託先に対して基準の遵守を求めるだけでは、子どもの権利保障は十分に実効化されない。特に、施設等による行動制限、所持品や通信手段の制限、意見表明等支援へのアクセス、長期保護における外部とのつながりの確保については、委託先だけでなく、一時保護全体の運用として整理される必要がある。 本条例の制定を、委託先の規制強化にとどめるのではなく、川崎市の一時保護全体における子どもの権利保障を前進させる機会とすることを求める。 - 施設等による行動制限の禁止、正当な理由のない権利制限の禁止、合理的理由のない所持品制限の禁止、児童の意見又は意向を尊重した支援体制の整備など、子どもの権利保障に関する重要な基準を委託先に求める内容となっているが、これらの基準は、一時保護委託先だけではなく、一時保護という措置全体において尊重されるべき基本的な考え方である。 そのため、本条例の制定にあたっては、委託先に対する基準整備にとどめず、公的一時保護所を含む一時保護全体の運用との整合性を確保し、子どもの権利保障を実効的なものとする観点が必要である。	児童の一時保護にあたっては、児童が安全・安心に過ごすために、生活のルールを設けていますが、やむを得ず児童の権利を制限することについては、一時保護開始時やそれぞれの場面において、児童の意見を聴取した上で、子どもの権利と併せて丁寧な理由の説明等に努めているところであり、この考え方は、一時保護委託だけでなく、児童相談所に設置する一時保護施設においても同様です。 子どもの安全確保等に支障がないものについては、不当に子どもの権利や行動を制限することがないよう、いただいた御意見も参考としながら、子どもの権利擁護に配慮してまいります。	C
2	一時保護所の満床（定員超過）を前提として導入される施策と思われるが、一時保護所の増設や、他自治体への一時保護の依頼などのインフラ整備を行わず、一時保護委託者（の登録）制度を新設するのはなぜか。	一時保護委託者の登録制度は、児童相談所に設置する一時保護施設の設備及び運営の基準が令和4年の児童福祉法改正で設けられたことを踏まえ、一時保護委託先の質の担保のため、令和7年の児童福祉法改正により新たに定められたものです。 また、本市においては、一時保護における生活環境の改善や定員の拡大を図るため、中部児童相談所一時保護施設の新築工事を実施し、令和7年7月から供用を開始したところであり、引き続き、定員超過の解消に向けた取組を進めてまいります。	D
3	一時保護委託先の質の確保を図るため、登録制度を設けることについて賛同する。	一時保護委託者の登録制度については、児童相談所に設置する一時保護施設の設備及び運営の基準が令和4年の児童福祉法改正で設けられたことを踏まえ、一時保護委託先の質の担保のため、令和7年の児童福祉法改正により新たに定められたものです。 この登録制度により、一時保護施設と一時保護委託とを問わず、一時保護を適正に行う環境が担保されるものと考えています。	B

4	・ 本条例案が、一時保護委託先における子どもの権利擁護を明確化し、支援の質を担保しようとする趣旨には賛同する。 ・ 一時保護委託は、川崎市の一時保護体制を支える重要な仕組みであり、その質を確保するための基準整備は必要である。	今回の条例制定により、一時保護施設と一時保護委託とを問わず、一時保護を適正に行う環境が担保されるものと考えていますので、条例の制定及び、制度の適切な運用に取り組んでまいります。	B
---	---	---	---

(2) 基準の内容や基準の運用に関すること

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	・ 食事の量やレパートリーについて、希望を聞いてほしい。(同趣旨の意見 ほか4件) ・ スマホを持たせてほしい。(同趣旨の意見 ほか1件) ・ 髪を染めたり、ピアスを開けたりしたい。 ・ 学校に行くように制服や服や化粧品などを買ってほしい。 ・ おこづかいがほしい。(同趣旨の意見 ほか1件) ・ テレビやゲームの時間を増やしてほしい。(同趣旨の意見 ほか2件) ・ 一時保護施設のルールを見直してほしい。(同趣旨の意見 ほか1件) ・ 新しいおもちゃやCD、DVDなどを入れてほしい。(同趣旨の意見 ほか2件) ・ 運動がしたい。(同趣旨の意見 ほか1件) ・ 勉強道具や学校用端末がほしい。(同趣旨の意見 ほか1件) ・ 勉強を3時間にしてほしい。 ・ 安心だけど、部屋で一人だけだから不安。 ・ 家に帰りたい。 ・ パパとママに会いたい。 ・ 1人でいるのは不安だから、面会をしたい。 ・ ここ(一時保護施設)が大嫌い。 ・ 外出させてほしい。(同趣旨の意見 ほか1件) ・ 山や自然を見たい。 ・ もう少し寄り添ってほしい。 ・ 強く言われるのが嫌だ。こういう理由があるから無理なんだとか、説明をしてほしい。 ・ 強く言わないでほしい。 ・ 子供の言葉を信じてほしい。子供が本心で「イヤだ」と言ったとき、その場でどう考えるか(が大事)だ。 ・ 優しい職員さんを入れて欲しい。 ・ 夜に誰かの声がして眠れない。みんなでワイワイ大きな声をしないでほしい。	一時保護については、児童の意見又は意向を踏まえ、児童にとって最善の利益となるような支援を行っていくことが必要であり、決定した方針については、理由も含めて適切に児童に説明されることが重要だと考えています。 児童相談所に設置する一時保護施設の運営に当たっては、児童たちが安心・安全に過ごせるよう、生活のルールを設けるとともに、意見箱の設置や子どもが参画することも会議の実施、第三者委員や意見表明等支援員が児童の意見を聞く取組などにより、改善に取り組んでいます。 こうした取組により、児童の権利が守られ、児童に寄り添った支援が行われるよう、今回の御意見も参考に、一時保護委託者の登録制度を運営していくとともに、児童相談所に設置する一時保護施設についても、一層の運営改善に取り組んでまいります。	C

	・ 歯みがき中に、ほかの人が入ってくるのが嫌だ。 ・ ほかの児童と会話したり、遊んだりしたい。(同趣旨の意見 ほか2件) ・ 他の児童からいやな言葉や言われたり、怖いのが嫌だ。(同趣旨の意見 ほか2件) ・ けんかをしてあやまっても相手が許してくれない。 ・ (一時保護施設の)設備がやばい。 ・ 混んでいるときはほかのフロアのトイレを使わせてほしい。 ・ お風呂の時間が短い。		
2	・ (不安なことは)ない、安心してすごせている。	一時保護にあたっては、児童が心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることができる環境を整備することが重要だと考えており、今回の条例制定により、一時保護施設と一時保護委託とを問わず、一時保護を適正に行う環境が担保されるものと考えていますので、条例の制定及び、制度の適切な運用に取り組んでまいります。	B
3	・ 入所している児童の権利への十分な配慮や人格の尊重、正当な理由のない児童の権利制限の禁止、やむを得ず制限する場合にも、理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めることや、施設等による児童の行動制限の禁止、合理的な理由のない所持品の持込制限の禁止などは、委託先における最低限の運営基準であると同時に、一時保護における子どもの権利保障の基本原則として重く受け止めるべき内容である。 公的一時保護所においては、定員、人員体制、安全確保上の制約等により、行動制限や所持品管理が行われる場面があると認識しているが、一時保護委託先と合わせて、公的一時保護所の運用との関係を整理し、一時保護全体として一貫した方針を示した上で、子どもの権利保障に向けた運用改善を進めることが必要である。 ・ 施設等による児童の行動制限の禁止の方向性は、子どもの権利保障の観点から重要である。 一時保護の現場では、無断外出、外部からの接触等、安全確保上のリスクが想定される場面があることも事実であり、施設に依存しない安全確保をどのように実現するのかについて、具体的な運用指針を整備する必要があることから、行動制限が必要と判断されるリスクの種類の整理や、制限を行う場合の判断手続、代替手段の検討や子ども本人への説明方法などを検討し、現場が判断できる具体的な基準と支援体制を整備することが必要である。 ・ 入所する児童の意見又は意向を尊重した支援を行う体制の整備や、合理的な理由のない児童の所持品の持込制限の禁止は、スマートフォン等の通信機器についても、単に管理上の都合のみで一	児童相談所に設置する一時保護施設については、令和6年4月に、「川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」を制定し、条例の基準に基づく施設運営を行っているところです。 今回の条例制定により、一時保護施設と一時保護委託とを問わず、一時保護を適正に行う環境が担保されるものと考えていますので、いただいた御意見も参考とし、子どもの権利擁護に配慮した制度の運用や改善に努めてまいります。	C

	律に制限するのではなく、個別の事情に応じて慎重に判断すべきことを示すものとする。 特に、一時保護が長期化する場合、外部との連絡手段を長期間制限することは、子どもの孤立感を強め、社会とのつながりを断つ結果となり得るし、初期段階と同じ制限を漫然と継続することは、子どもの権利保障の観点から問題がある。通信手段の制限を「安全確保のため」として一律に継続するのではなく、期間の経過に応じて見直す仕組みが必要である。この点については、本条例の運用において特に明確化されるべきである。		
5	一時保護は子どもにとって極めて重要な生活の場であるため、安全確保だけでなく、子どもの権利保障と意見尊重の視点を重視した制度運用を要望する。	一時保護については、国の一時保護ガイドラインにも示されている通り、児童の意見又は意向を尊重し、支援を行っていくことで、児童の権利が守られることが重要だと考えています。 今回の御意見も参考としながら、一時保護施設と一時保護委託とを問わず、子どもの権利擁護に配慮した制度の運用や改善に努めてまいります。	C
6	- 登録一時保護委託者についてのサポートや、一時保護委託者による養育状況の確認、具体的な養育の内容やタイムテーブルの明確化などを含めた支援体制の構築など、一時保護委託者の課題解決につながる具体的な方法は構築されるのか。 - 一時保護委託先には、児童の保護に従事する職員の要件や、夜間の職員配置体制の整備のほか、子どもの権利擁護、安全確保、設備、衛生管理、食事、秘密保持等、多岐にわたる基準が求められることになるが、委託先に基準を求めるだけでなく、委託先を支える体制もあわせて整備する必要がある。 支援が不十分であれば、委託先の確保が困難になり、結果として公的一時保護所への集中や保護期間の長期化を招くおそれがあり、委託先への規制と支援を一体として設計することが必要である。	登録一時保護委託者における養育等については、登録時点において、基準を満たしていることをもって、一定の質が担保されていることを確認していくこととなりますが、実際に一時保護を委託する際には、児童相談所とも連携し、一時保護の状況を把握した上で、状況に応じて必要な助言・指導等を行ってまいります。	D
7	登録を受ける委託者及び従事者に対し、子どもの権利条約、児童福祉法における権利擁護、意見表明支援等に関する研修を継続的に実施してほしい。	現在、児童養護施設等の職員も対象としている研修について、登録一時保護委託者の従事者も対象に加えるなどの対応を図ってまいります。	C
8	一時保護委託される子どもの最善の利益と意見表明権の保障はどのように担保されるのか。	一時保護に当たっては、児童福祉法及び国の一時保護ガイドライン等に基づき、意見聴取手続を実施し、児童の意見又は意向の確認を行っているところです。 また、令和4年の児童福祉法改正により規定された意見表明等支援事業については、意見表明等支援員が関与することにより、児童の意見又は意向が適切に関係機関へ届けられるための重要な取組であるものと考えておりますので、一時保護委託者の登録制度の運用に当たっても、引き続き事業の運用改善を図ってまいります。	D

9	- 登録一時保護委託者に対しては、入所する児童の意見又は意向を尊重した支援を行う体制の整備や苦情を受け付けるための窓口の設置等が求められているが、一時保護委託中の児童についても、意見表明等支援事業の対象とし、子どもが自分の置かれている状況や困りごとを、安全に外部へ伝えられる仕組みを確保することが重要である。 - 本条例の制定にあたっては、一時保護委託中の児童についても、意見表明等支援事業による支援を確実に受けられるよう、運用上の位置付けを明確にすることを求める。 - 一時保護委託中の児童についても、一時保護委託先での生活や支援に関して安心して意見を表明できる環境を整備するとともに、児童相談所や意見表明等支援事業につながる仕組みを明確にしてほしい。	令和4年の児童福祉法改正により規定された意見表明等支援事業については、意見表明等支援員が関与することにより、児童の意見又は意向が適切に関係機関へ届けられるための重要な取組であるものと考えておりますので、一時保護委託者の登録制度の運用に当たっても、引き続き事業の運用改善を図ってまいります。	C
10	登録時の審査だけでなく、子ども本人の意見や満足度を把握する仕組みを設け、定期的な評価と改善につなげてほしい。	一時保護の実施に当たっては、児童の意見又は意向を尊重し、児童の権利擁護を図っていくことが重要だと考えていますので、一時保護委託者の登録制度の運用においても、いただいた御意見を参考に、児童の意見等の把握に努めてまいります。 また、登録一時保護委託者については、必要な報告を求めたり、職員が関係者に対して質問を行うことや、立ち入り検査を行うことができるものとされていることから、必要に応じてこのような権限を活用し、登録基準の維持を図ってまいりますとともに、実際に一時保護を委託する際には、児童相談所とも連携し、一時保護の状況を把握した上で、状況に応じて必要な助言・指導等を行ってまいります。	C

(3) 登録手続や登録審査に関すること

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	登録にあたり、子どもの生命の安全・安心の確保を、具体的にどのような項目で確認していくのか。	条例に定める登録等の基準としては、内閣府令の基準と同様、一時保護委託者の一般原則、児童の権利の制限の禁止、虐待等の禁止、児童対象性暴力等の防止、児童の権利擁護、設備の基準、衛生管理等、食事の提供、秘密保持などを定める予定としています。 また、具体的な審査項目や審査基準については、別途要綱等で明確に定めた上で、市ホームページ等で公表する予定です。	D
2	登録基準を表面的にクリアすることで、合法的に「一時保護ビジネス」が行われるリスクについて、リスクマネジメント体制の構築をどのように考えているか。	登録に当たっては、基本的には書面での審査により、基準に適合していることを確認していくこととなりますが、必要に応じて施設を直接確認する等の対応を行うほか、児童相談所の知見も踏まえ、適正な登録審査に努めてまいります。 また、登録一時保護委託者については、必要な報告を求めたり、	D

		職員が関係者に対して質問を行うことや、立ち入り検査を行うことができるものとされていることから、必要に応じてこのような権限を活用し、登録基準の維持を図ってまいります。 加えて、一時保護の実施に当たっては、児童相談所において、児童の状況を適切に把握しながら、多角的な視点でアセスメントを行い、適切な一時保護委託先の決定も含め、児童にとって最適な方針を決定してまいります。	
--	--	---	--